

秋保地区周遊促進事業業務委託 仕様書

1 業務委託名

秋保地区周遊促進事業

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 目的

秋保地区は奥州三名湯の一つとして数えられる秋保温泉を有する、県内の人気観光地の一つである。近年は温泉街の周辺にもカフェやブルワリーなど、飲食を楽しむことのできるスポットも増えてきており、宿泊者にとっての秋保での楽しみ方も多様化してきている。一方、これらのスポットや旅館を結ぶ交通網や、来街者を回遊させるようなイベント等の仕掛けが弱い点が課題となっている。このような課題を解決するため、秋保温泉街エリアを中心とした周遊バス運行事業及び来街者の回遊性の向上に資するイベント等を開催するもの。

4 業務内容

(1) 周遊バス運行

①運行ルート

秋保温泉街の各旅館や飲食店等、旅行者が訪れる観光スポットを経由し、利用者の利便性や回遊性の向上に資するルート設定とすること。

また、停留所の設置場所については、利便性や安全性を十分に考慮し、具体的には発注者と協議を行うとともに、設置場所の土地の管理者と調整の上、決定すること。なお、既存の停留所を使用する場合は受託者において設置者と調整すること。

②運行期間

令和8年7月18日（土）～8月23日（日）の期間を基本とし、それ以外の日程を含めたより長期間運行することも可とする。

③運行ダイヤ

宿泊施設のチェックアウト時間が多い10時台を目安として第1便を設定し、夜間の飲食店等が営業している21時台を目安に概ね1時間に1本程度運行すること。

④車両

路線バス用の車両など、周遊に適しかつ多くの利用者の輸送が可能な車両を使用すること。また、使用する車両は本事業の周遊バスであることがわかるよう、掲示や装飾等を行うこと。

⑤運賃

利用者にとってわかりやすい料金設定とすること。

(2) イベント等の開催

上記(1)の周遊バスの利用率及び秋保地区の賑わい向上に資するイベント等を以下のとおり開催すること。

① 開催場所の調整

上記(1)の周遊バスのルート周辺を基本として、イベントの会場・エリアを設定すること。なお、会場の使用に係る各種調整や費用等は受注者にて負担すること。

② イベント内容

秋保温泉旅館への宿泊者や仙台市中心部の旅行者などをターゲットに、周遊バスも活かしつつ、地域の飲食店等との連携を図りながら、秋保地区を巡り、そぞろ歩きしたくなるような当該エリアの魅力を最大限感じることができイベントとすること。

③ イベント日時

周遊バスの運行期間中の特に宿泊が多い週末の開催を念頭に、複数回開催することとし、長期間継続的に実施することも可とする。イベントは、概ね夕方以降から周遊バスの最終時刻に合わせて開催すること。なお、日中から開催することも可とする。

④ イベントの準備及び運営

イベントに関わる人員確保を含め、準備及び開催当日の運営、会場の撤去を行うこと。実施に当たっては、イベントの来訪者やスタッフの安全に十分配慮することとし、イベント関係の保険に加入すること。なお、災害等の影響によるイベントの開催や中止の判断については、発注者と協議し、決定すること。

(3) 広報業務

周遊バスの利用率向上及びイベントへの集客のため、幅広く広報を行うこととし、受注者が所有するウェブサイトやSNS等で行うほか、各種民間の広報媒体なども活用すること。また、秋保温泉旅館組合など地域の事業者等にも協力を依頼するなど、広く周知を図ること。

(4) 効果検証

① 周遊バスの乗車人数及びイベント等参加者の集計

(ア) 周遊バスの乗車者数を集計すること。

(イ) イベント等の来場者数を集計すること。集計方法は指定しないが、概ね全数を把握できるような効果的な手法を採用すること。

② アンケートの実施

(ア) 周遊バス利用者及びイベント等への参加者双方に、アンケートを実施すること。なお、アンケートへの回答は任意とし、個人情報の収集を求めるものではない。

(イ) アンケートの項目は、発注者と協議のうえ、決定する。

(ウ) アンケートの回答率を高めるため、回答しやすい方法を採用すること。

(エ) 結果について、収集および分析を行い、下記の報告書として取りまとめること。

(5) 実績報告

業務終了後、実施報告書を提出すること。なお、報告書の作成にあたっては、以下の要素を含めるものとする。

① 周遊バス運行

運行の概要（運行スケジュール、バスの利用状況、従事した従業員数等）、運行期間中の延べ乗車人数、日ごとの乗車人数、乗客の属性等の分析、今後に向けての課題や展望などを含めた内容を記載すること。

② イベント等の開催

イベントの実施内容、来場者数、来場者の属性、出店者等の売上金額、今後に向けての課題や展望などを含めた内容を記載すること。

5 その他

(1) 委託料の支払等

受注者は、本業務の完了後に発注者に対し、成果物とともに委託料の請求書を提出する。発注者は履行確認後、委託料の支払いを行う。

(2) 法令等遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(3) 事業収益の取り扱い

周遊バス運行で得た収益に関しては、運行事業に係る経費に充当すること。

(4) その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。